地権者側

空港拡張で第２回目の会合

知事ら県側

高知空港の拡張にともなう、知事ら県側と地権者との第二回目の会合が、五月十一日午後二時から五時まで、前浜公民館で行われました。

昨年十二月十四日の第一回目の会合に引き続き行われるこの会合では、『県側が、地権者に対し用地買収価格等について、どこまで具体的に提示するか』が注目されていましたが、県側は『補償価格については岡豊の医大用地の売買事例も参考として検討したい。現地調査は夏ごろまでに、用地買収時期は二～三年で完了したい。今後は地域ごとに価格を示したい。』など『たたき台』を約束しました。

買収価格で県回答

医大用地を参考に

国県とのパイプ役に

今回の知事ら県側と地権者との会合には、前回出席しなかった田村地区の他に、下田村、物部、久枝の各地区から、約百二十人が出席して開かれました。県側からは、中内知事、町田副知事以下、企画部長、空港対策長ら関係幹部職員が出席。市からは、あっせん役の小笠原市長、橋本議長ら市議会議員、市職員が出席し、徳橋副議長の司会ですすめられました。

まず、あいさつに立った中内知事は「最近では高知県の人口を上回るような利用率であり、需要が増加しています。また、現在の大阪便も限度があり、将来の運輸状態を考えますと空港の拡張は必要になってきます。どうしても地権者のみなさんのご協力を得たいということで会合をもたせていただきました。国との予算のつめもだんだんできております。補償問題につきましては、空港の歴史から考えまして、また南国市が受けるメリット（利点）、デメリット（欠点）を考え、県としては地権者のみなさんの側に立ち、あるいは南国市側に立って判断するという姿勢で取り組んでいるわけですが、このことをご理解いただいて、みなさんとの話し合いをすすめていきたい。」と、述べました。

続いて小笠原市長は、「私の生れ故郷である田村地区の出席をうれしく思います。」と、感謝を表わし、市としての立場から「私たちの祖先が眠り、私も土に帰るこの土地に、時代の流れにより、日常の生活は変ることになります。しかし、空港の補償整備で生活レベルを上げることになれば、絶対反対を言うのではなく検討することが英知ある市民の態度ではないでしょうか。今後も、市を県当局あるいは国とのパイプ役としてご利用願いたい。」と、あいさつをしました。

買収は二～三年で

この後具体的な説明に入り、西尾企画部長は、八項目にわたる県側の姿勢を示しました。

①地権者との今後の話し合い＝全体的な会合を持たないというわけではないが、今後は各地域ごとに積極的に行う。

②補償価格＝最終的に決めるのは運輸省ということになっているが、地価公示法による地価公示価格や近ぼう類地の売買事例を参考に、鑑定士の鑑定意見を聞き、補償価格が決定されるということになる。近ぼう類地の具体的な価格として、空港付近の売買事例あるいは岡豊町の医大の売買事例も参考事例として検討される。

③現地の調査＝地権者と交渉を重ねるに平行して、同意を得て現地調査もやりたい。測量には三～四ヶ月は要する。季節的には、農作物との関係もあるが、早期に、夏頃までにやりたい。

④用地買収時期＝来年度以後の国の単年度予算をもって、今年度を含め二～三年の期間で買収を完了させたい。

⑤代替用地＝代替用地の確保は

農業を経営していく上で重要なことである。現実の問題としては、農業を続けていく者と転業する者とが合致することがむつかしいので、一般的には国県が施行する一般の公共事業は原則として金銭的に解決している。ところが、買収面積約八十三㌶、地権者約五百名という特別な事情もあり、隣接地域に代替用地を考えたい。その具体的な対策としては、地権者との協力体制の中で、代替地部会などの設置も考えたい。この地域の農業に詳しい人々を協力者として委嘱し、反映させたい。

⑥現地事務所の設置＝約八十三㌶、四十戸移転など、移転に伴う諸問題（代替地確保、営農対策、転職など）の相談に応じるため現地事務所を設け、専任職員を配置したい。

⑦今後の協議体制＝一般公共事業と異り規模が大きくて複雑であるので、地権者の代表を選んでもらい、いろいろな部会を設け、地域の意見をまとめて国に対応するのがいいと思う。県は、適正かつ公平を原則に誠意をもって取り組みたい。

⑧空港周辺地域開発＝四十六年の時点で立案したものがあるが、今後それにもとづく見直しをしていきたい。

また、大原空港対策長からは、空港整備計画の概要、騒音対策が説明されました。（参照・広報なんこく一月十日号の七ページ、同二月十五日号の三ページ）

医大用地を最下限に

『地権者に対し用地買収価格等について、どこまで具体的に提示するか』が注目されていたが、今回の会合は、買収価格が目玉となりました。

質疑応答が始まると、まず「はたしていくらで買い上げるつもりでいるのか。それがわからないまま協力してほしいと言ってもそれはできないことだ。」「第一回目の会合でも言ったように、補償価格がはっきりわからないと何にもならない。」「逃げ腰ではいかん。価格をはっきり言って欲しい。そんな会合ならやらぬほうがましだ。」という厳しい意見が出ました。

また、より具体的な意見として、「医大の用地（反当り千五百六十万円）が基準になるかどうかが言えないと、本日の会合の成果にかかってくる。」という核心にふれる意見もありました。

そして、「医大地域との較差のない対策を考えて欲しい。医大地域は発展の可能性があるが、空港周辺の地域は騒音問題もからみ、逃げる人はあっても来る人はないだろう。医大用地を最下限に補償価格を考えよ。」「地価の十倍が買上げの常識と聞いている。」「今後の話し合いの場を有効にもっていくためには具体的な話をして欲しい。」と、訴えました。

このため、話し合いは一時中断となり、県側は協議の結果「具体的なものをもって、地区ごとに話し合いたい。」と回答し、話を締めくくりました。

移転補償は新基準で

この他に、周辺整備事業についても活発な意見が出されました。

まず久枝川改修について、「排水問題について責任をもってやってもらいたい。」との質問に対し、「早期に、どのようにやるかの方法を検討し、市を通じてお知らせしたい。」と答えました。また、放水路についても、「県の青写真は西すぎる位置にある。住民の経験から言っても東の方の漁港に放水路を抜くほうがいい。案を変更する考えはないか。」という質問に対して、「水位等の問題も考えて作成したものであるが、再検討したい。」と答えました。

住民の地元の負担については、「法律的な問題もある。また住民や市の負担金については、今後検討を要する。」そして、家屋移転については、「空港本体の中で二十戸、近接で十七～八戸が移転対象となるが、古い家屋を移す場合でも、五十一年度の新基準によれば新築価格の八割程度の補償額が確保できる見通しである。損耗度も計算の基礎になり、新基準でやりたい。」と述べ、知事ら県側と地権者との第二回目の話し合いを終りました。